様式第13号（第24条の２の２第４項関係）

専門業務型裁量労働制に関する協定届

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事　業　の　種　類 | 事　業　の　名　称 | 事　業　の　所　在　地　（電　話　番　号） |
|  |  |  |
| 業務の種類 | 業務の内容 | 該当労働者数 | １日の所定労働時間 | 協定で定める労働時間 | 労働者の健康及び福祉を確保するために講ずる措置（労働者の労働時間の状況の把握方法） | 労働者からの苦情の処理に関して講ずる措置 | 協定の有効期間 |
|  |  |  |  |  | （　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |  |  |
|  |  |  |  |  | （　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |  |  |
|  |  |  |  |  | （　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |  |  |
|  |  |  |  |  | （　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |  |  |
|  |  |  |  |  | （　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |  |  |
| 時間外労働に関する協定の届出年月日 |  |

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の

職名

氏名

協定の成立年月日　　　　　　年　　　　月　　　　日

協定の当事者（労働者の過半数の代表する者の場合）の選出方法（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。☐（チェックボックスに要チェック）

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第２号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。☐

（チェックボックスに要チェック）

職名

氏名

　　　　　　　　年　　　　月　　　　日 使用者

|  |  |
| --- | --- |
| 　　　　　　　　　　　　　 | 労働基準監督署長殿 |

記載心得

　１　「業務の内容」の欄には、業務の性質上当該業務の遂行の方法を大幅に当該業務に従事する労働者の裁量にゆだねる必要がある旨を具体的に記入すること。

　２　「労働者の健康及び福祉を確保するために講ずる措置（労働者の労働時間の状況の把握方法）」の欄には、労働基準法第38条の３第１項第４号に規定する措置の内容を具体的に記入するとともに、同号の労働時間の状況の把握方法を具体的に（　）内に記入すること。

　３　「労働者からの苦情の処理に関して講ずる措置」の欄には、労働基準法第38条の３第１項第５号に規定する措置の内容を具体的に記入すること。

　４　「時間外労働に関する協定の届出年月日」の欄には、当該事業場における時間外労働に関する協定の届出の年月日（届出をしていない場合はその予定年月日）を記入すること。ただし、協定で定める時間が労働基準法第32条又は第40条の労働時間を超えない場合には記入を要しないこと。

　５　協定については、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合と、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者と協定すること。なお、労働者の過半数を代表する者は、労働基準法施行規則第６条の２第１項の規定により、労働基準法第41条第２号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて、使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。これらの要件を満たさない場合には、有効な協定とはならないことに留意すること。また、これらの要件を満たしていても、当該要件に係るチェックボックスにチェックがない場合には、届出の形式上の要件に適合していないことに留意すること。

　６　本様式をもつて協定とする場合においても、協定の当事者たる労使双方の合意があることが、協定上明らかとなるような方法により締結するよう留意すること。